

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	33	担当課	建築住宅課		
法令名	宅地建物取引業法施行細則	根拠条項	第4条第1項	許認可等の内容	合格証書の再交付の申請
(手続の方法)					
第4条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによって行うものとする。					
項	左欄	右欄			
1	省略				
2	省略				
3	省令第11条第1項の合格証書(指定試験機関に試験事務を行わせる試験に係るものを除く。次条において同じ。)の再交付申請	合格証書再交付申請書(様式第4号)			
4	省略				
5	省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
2	省略				